

鳥取県告示第 105 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年4月19日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 29 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

1 申請のあった年月日

平成20年2月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人大山・南部・奥日野観光事業推進機構

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

野口 智弘

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

西伯郡伯耆町大原414-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、大山及び南部、日野郡周辺の地域観光資源に対して、観光産業に従事する人材の育成に関する研修会、観光情報の調査研究、体験プログラムの作成、情報の提供等に関する事業を行い、大山、南部、日野郡及び周辺地域の観光事業の高度化、来訪者の満足度の向上を図り、地域の文化、観光事業の推進をおこない、地域産業の活性化に寄与することを目的とする。